

第3条（報酬）

（1）甲が、採用を決定し、入社意思を表明した候補者（以下、当該候補者を「採用決定者」という）が甲に入社した場合、当該入社日をもって、乙は甲に対し、報酬を請求できるものとする。

（2）前項にいう報酬の算定方法は以下の通りとする。

1．報酬は、甲と採用決定者の間で合意した理論年収の35%とする。ただし、別途消費税を加算するものとする。

2．前号にいう理論年収は、月額固定給×12ヶ月＋賞与算定基準額×前年度実績賞与支給月数で算出する。ただし、賞与に関し、前年度実績支給月数での算出が困難な場合は、前年度支給実績を基に算出するものとする。